

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和元年度（２０１９年度）第１４回（定例会）

署名人 平 良 浩

教育長 田 端 一 正

開催日時 令和元年（２０１９年）１１月１日（金）

開会 午前１０時００分

閉会 午前１０時３２分

開催場所 那覇市役所１１階 １１０１Ａ・Ｂ会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

田端一正教育長、本仲範男委員、比嘉佳代委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】山内健部長、田端睦子副部長

（総務課）仲程直毅課長、平良美夏副参事、平安真希子主査、平良俊弥主査

（生涯学習課）砂川龍也課長、比嘉学主幹、新里隆司主査、古塚達朗主任主事

【学校教育部】奥間朝順部長

議事日程 ※非公開案件に該当。ただし、会議録は議会への議案提出後に公開。

１ 議案第21号 那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例制定に関する意見の申出について

【生涯学習課】

会議録作成（総務課）平安真希子主査

田端教育長 はいさい。それでは時間になりましたので、令和元年度第14回教育委員会会議（定例会）を開催いたします。本日の会議録署名は平良委員にお願いいたします。本日の案件は1件であります。議案第21号になりますけれども、議会への提案前の内容が含まれています。そのため、非公開とすることが適当であると思われます。会議は非公開で行いますが、この会議の会議録は那覇市議会へ議案を提出後に公開したいと思います。その可否について、委員の議決を諮りたいと思います。議案第21号については、非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。それでは異議なしとのことですので、非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

田端教育長 議案第21号「那覇市人材育成支援センターまーいまいNaha条例制定に関する意見の申出について」を議題といたします。山内生涯学習部長、お願いします。

山内部長 議案第21号「那覇市人材育成支援センターまーいまいNaha条例制定に関する意見の申出について」、那覇市人材育成支援センターまーいまいNaha条例制定について、別紙のとおり市長に申し出る。令和元年11月1日提出。教育長 田端 一正。
提案理由 観光産業分野等で活躍できる人材の育成及び国際相互理解の増進を図るとともに、市民の学習、交流等の促進に資することを目的として、那覇市人材育成支援センターまーいまいNahaを設置するため、市議会に提案予定の条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長に意見を申し出るので、この案を提出する。詳細については、生涯学習課から説明いたします。

田端教育長 生涯学習課比嘉主幹、お願いします。

比嘉主幹 生涯学習課の比嘉と申します。よろしくお願いいたします。条例案の説明に入る前に、事業概要等というA4サイズ1枚の資料で説明したいと思います。右上に「まーいまいNaha・説明資料」と書かれている資料でございます。まず1番目の事業概要でございますが、観光産業分野等で活躍できる人材の育成及び国際相互理解の増進を図るとともに、市民の学習、交流等の促進に資するための拠点施設を整備する事業でございます。人材育成機能、コミュニティ機能、ライブラリー機能を備えた施設として整備し、令和2年4月の開館を予定しております。沖縄振興特別推進交付金を活用した事業となっております。2番目の施設概要ですが、建設地が那覇市字上間、仲井真小学校の隣接地となっております。構造は鉄筋コンクリート造2階建て、施設内容として、1階の図書室、会議室等、2階にホール、スタジオ等の部屋を備えております。後ほど図面等で説明いたします。駐車台数は7台、駐輪台数12台となっております。次に3番目の主要事業計画ですが、3つの事業を中心に計画しております。①人材育成関連事業として、観光産業分野等、沖縄振興に資する人材育成のための関

連講座を開設します。②コミュニティ関連事業として、地域コミュニティのネットワーク化を図る場、市民等と外国人との交流・国際相互理解を図る場として活用します。③ライブラリー運営事業として、郷土、観光、経済、語学など、専門性の高い図書資料を中心に整備します。4番目名称についてですが、令和元年7月1日から8月15日までの期間に施設の愛称を公募いたしました。公募した結果48名61件の応募があり、庁内の愛称候補選考委員会において、「まーいまーいNaha」を愛称として選定いたしました。「まーいまーい」とは、「回る」、「巡る」を意味するウチナーグチで、人と人との縁（えにし）を象徴するものでございます。本施設の設置趣旨を勘案して、この愛称と複合して「那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha」の名称で条例案として提案するものでございます。次に、A3のカラー資料で設計概要についてご説明いたします。捲っていただいて右側の方に平面図がございます。右側下が1階平面図、上が2階平面図になっています。まず1階の中央ポーチから入っていただくとエントランスホールがありまして、右側に進むと図書室がございます。この図書室は約5万5千冊の図書が蔵書できる施設になっております。エントランスホールの左側、下の方から会議室、調理実習室、和室の部屋を備えております。また、エントランスホールにもどっていただいて、E Vと表示されておりますエレベーターがございます。エレベーター、または傍の階段で2階にいきますと、左側にホールとステージ等がございます。エントランスホールの正面にはスタジオを備えておりまして、さらに右側に進むと学習室1と学習室の二部屋がございます。さらに奥へ進むと左側に研修室1、右側に研修室2という部屋を備えた施設となっております。資料を捲っていただきまして、いちばん最後のページですが、こちらの方は全体のイメージパース図となっております。鉄筋コンクリート造り2階建ての白い建物となっております。上のオレンジの部分が仲井真小学校の運動場になっておりまして、仲井真小学校と行き来ができるように連絡通路を設けております。次に条例案についてご説明いたします。提案資料の2ページから6ページまでが条例案となっております。2ページの方からポイント等をご説明いたします。まず第1条。設置目的を規定しております。

「那覇市人材育成支援センターまーいまーいNahaを設置する」というふうに規定しております。第2条でセンターの位置を規定しています。第3条に施設の構成、第1号の会議室から第9号の図書室までの施設の構成を規定しております。第4条についてはセンターで行う事業を規定しておりまして、1号から5号までの事業を行うということの規定しております。第5条の開館時間及び休館日は別表第1のとおりとするということで、別表第1で詳細を示しております。5ページに別表第1がございます。図書室以外の施設と図書室で区分しておりまして、図書室以外の施設につきましては、開館時間が9時～22時まで、休館日は（1）国民の祝日、（2）12月29日から1月3日までの年末年始、（3）6月23日慰霊の日が休館日となっております。開

館時間、休館日とも公民館と同じ内容となっております。次に図書室でございますが、図書室は定期休館日を金曜日としております。右側の休館日（４）に記載しておりますが、金曜日を定期休館日としております。開館時間は月曜日から木曜日まで１０時から１９時３０分まで、土曜日は１０時から１８時３０分まで、日曜日及び文化の日は１０時から１７時３０分までとしております。この開館時間については、那覇市の図書館より３０分後ろにずらした開館時間となっております。人材育成支援という目的がありますので、社会人の方々に利用していただきたいということ、仕事帰りの方々の利便性を考慮して、仕事帰りに少しの時間でも寄っていただける時間を設けられたらということで、３０分後ろにずらしております。休館日は祝日法第３条の休日、年末年始、慰霊の日など、図書館と同じ内容となっております。次に３ページに戻っていただきまして、３ページ目の６条から８条につきましては、公の施設を設置する際に必要な事項を規定しているものです。第９条の使用料でございますが、別表第２に具体的な項目を示しております。別表第２は６ページの方でございます。会議室から講師控室まで、室料、冷房料ごとに使用料を設定しております。こちらの使用料については公民館の使用料をベースに、この施設は営利を目的とした場合にも使用できる施設としておりますので、営利を目的とした場合の使用料を表に記載してまいります。営利を目的としない場合については、規則により公民館の使用料と同額になるように減免していきたいと考えております。減免については、資料の３ページにもどっていただきまして、第１０条の使用料の減免という記述がありまして、１号から６号まで規定しておりまして、（１）主催又共催の場合、（２）公共団体等が利用する場合、（３）高校生以下の団体が利用する場合、（４）６５歳以上の団体が利用する場合、（５）障がい者の団体が利用する場合、（６）その他市長が特に必要と認める場合ということで、該当する場合には減免をしていくということで、詳細は規則で定めていきたいと考えております。４ページの第１１条から第１６条につきましては、公の施設を設置する際に必要な事項を規定しております。第１７条は委任ということで、この条例の施行に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるとしてしております。最後に「付則」として、施行期日と準備行為を規定しておりまして、施行期日は公布の日から起算して６月を超えない範囲において教育委員会規則で定める日から施行するとしております。第２項の準備行為については、公布の日から施行するということにしておりまして、オープン前に定期利用団体の受付であるとか、そういった準備行為がございますので、そういったものについては、この条例の施行前にも行うと規定しているものでございます。以上が説明になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

田端教育長

ありがとうございました。それでは、ただいまの件について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。平良委員、どうぞ。

- 平良委員 ホールとステージを中学校の吹奏楽の発表会としての利用は可能でしょうか。施設的に。
- 田端教育長 生涯学習課比嘉主幹、どうぞ。
- 比嘉主幹 収容人数でございますが、立ち見で140人程度入る設計になっております。机を並べた場合は80人程度です。あとは音の問題ですね。
- 平良委員 この間、金城中学校に学校訪問した際、吹奏楽部が近くで借りられるところが無いというお話がありました。あと、仲井真中学校も先月ですかね、吹奏楽部の発表会があったんですが、南風原町の公民館でやったらしいんですよ。ですから、そういう施設が近くにあれば利用できるのではとお聞きしました。ありがとうございます。
- 本仲委員 トランペットなどは相当の音が出ますよね。周りは民家ですよ。
- 田端教育長 生涯学習課比嘉主幹、どうぞ。
- 比嘉主幹 すぐ隣にある仲井真小学校も同じように演奏しているので、日中であれば、地域の方のご理解はあるのかなというふうに考えてはいるんですけど。
- 本仲委員 理解があるのか、苦情がでるのかわかりませんが、地域のコンセンサスを得ながら進めていくことが大切だと思います。
- 田端教育長 砂川生涯学習課長、どうぞ。
- 砂川課長 ステージの右側にスタジオが設置されていますが、この部分は防音されております。ここであれば、日中や午後の練習は対応できるのかなと思っております。
- 田端教育長 ほかにありますでしょうか。本仲委員、どうぞ。
- 本仲委員 こういう公共施設は使い勝手が非常に良くないといけないというのが基本だと思います。駐車場が7台、駐輪が12台、これは無料ですか。
- 田端教育長 生涯学習課比嘉主幹、どうぞ。
- 比嘉主幹 現在は無料ということで考えております。
- 本仲委員 無料であればよく活用されると思います。それから、県立図書館は自転車やオートバイは鍵を掛けて2時間無料なんですよね。超えると200円支払う。こういうような工夫がされているということ。また、県立図書館は本を閲覧できるスペースがたくさんありますが、本の調べもの以外の利用はいけませんよと張り紙がされている。だけれども、皆、自分達で持ち込んで勉強しているんですよ。図書館は勉強スペースがあっても良いのかなと僕は思っているんですよ。だから、ああいう決まりを除いて、学生達が勉強できるスペースがあるのかお聞きしたい。学習室を借りたらお金が出るのか。
- 田端教育長 生涯学習課比嘉主幹、どうぞ。
- 比嘉主幹 学習室や各部屋は使用料が発生しますが、1階と2階にエントランスホールがございます。エントランスホールの一角に多くの数ではありませんが、子ども達が自由に使えるようなテーブルと椅子を置いた学習スペースを設けていきたいと考えておりま

す。

本仲委員 学生や就職に向けて勉強している人達、若い人達が一生懸命に勉強できるような環境をつくることは凄く大事な事じゃないかなと思います。明日を担う、那覇市を担う子ども達ですからね。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 駐車場が7台、車椅子専用が1台。車社会の沖縄からすると少ない感じがすることと、障がい者の利用に関してもこの台数というのは非常に少ない気がするのですが。この施設を利用する方の交通手段の想定などがあれば教えてください。また、近くに有料駐車場があるなどの情報があれば。

田端教育長 生涯学習課比嘉主幹、どうぞ。

比嘉主幹 近隣を調査しましたが、コインパーキングはありません。仲井真小学校の隣ということで、この周辺からのアクセスは問題ありませんが、首里方面や小禄方面からの利用となると不便ではあります。できるだけ公共交通機関をご利用くださいという案内をしているところです。

田端教育長 砂川生涯学習課長、どうぞ。

砂川課長 補足説明をしてよろしいでしょうか。実施設計をする際に図面にあります交流広場を駐車場とする考えもありました。ただ、施設に入る手前の通りが狭いことと朝と晩に一方通行の規制があるので、駐車場を多くして車両の出入りが増えると子ども達の通学の安全に支障があり、なるべく駐車場の台数を減らすよう地域から意見がありました。それまでは0台とか、1台とか、2台とか、本当に少ない数字から7台まで上げたという経過がございます。

田端教育長 仲井真小学校の子ども達の登校関連の利便性について、説明してもらっていいですか。生涯学習課比嘉主幹、お願いします。

比嘉主幹 図面のいちばん最後のページでございますが、この施設の前面道が非常に狭い道路になっております。1台通るとすれ違うのに厳しいくらいの道路です。その車道を子ども達は歩いているんですけど、この施設の場合は、セットバックして歩道を確保していますので、子ども達が通りやすいような設計になっています。この施設を歩いていくと連絡通路がございますので、仲井真小学校に直接行き来できるという設計となっております。

砂川課長 本来、細い旧道から国道329号を歩いて校門の方から入るという形になっていますが、そこへ行く際の歩道がないものですから、施設内の歩道を確保して施設の中を歩いて安全を確保したという形になっております。

本仲委員 要するに安全性からすると子ども優先になっていると。ただ、校長としては校門で迎えたいと思うんですね。

田端教育長 いちばん最後のページの前の道路は、朝の7時半から9時まで右方向に歩行通行に

なるんですね。校長先生は前の道路と329号の接点にいつも立って交通安全指導をやっています。ぐるとまわって通学するよりは、この施設の中を歩いて連絡通路から仲井真小学校に行くと非常に利便性が高いんですね。安全性においても。

本仲委員 これは安全優先ですよ。子ども優先。ただ、校長先生と相談ということで。というのは、校長先生としては子ども達の顔が見たいと思う。いつも挨拶している子が挨拶しなくなったり、お父さんに怒られたかなとか、そういう様子も見えたりするので。校長先生としては子どもの顔を見たい。校長先生と安全性を優先に相談してください。

田端教育長 ほかにありますか。喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 最近、県外では川が氾濫して増水とか災害とかいろいろありますが、この施設の災害時の活用について教えていただければと思います。

田端教育長 生涯学習課比嘉主幹、どうぞ。

比嘉主幹 防災危機管理課と意見交換しました。通常、台風時の避難所に指定されている場所は小緑南公民館や若狭公民館などがございます。この施設が台風時の避難所に指定される場合は防災計画の改定や人員等の調整などがあるので、すぐには指定されませんというお話がありました。可能性があるのは、大規模災害時にこちらを活用することとは今後調整があるかもしれません。オープンしてからの調整になると思います。

喜屋武委員 ありがとうございます。

本仲委員 確かに後ろはすぐ川ですよ。

喜屋武委員 国場川は氾濫するので。

田端教育長 ほかにないですか。喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 とても可愛い名称に決まって良かったなと思いました。愛称候補選考委員会の委員はどのような方々だったのか、地域の子供達や地域の方からどれくらい応募があったのか教えてください。

田端教育長 生涯学習課比嘉主幹、どうぞ。

比嘉主幹 愛称候補選考委員会は庁内の部会となっていて、委員長が生涯学習部長、副委員長が学校教育部長、両部の副部長、生涯学習課長、中央公民館長が委員となっています。学校などからの応募件数は把握していませんが、多数応募がありました。

喜屋武委員 未来を見据えた感じにしたんですね。

比嘉主幹 61件の応募があり、一つひとつ委員全員で確認して、そのなかから6件に絞り、さらに2件に絞って、最終的にこの名称になったという経緯がございます。

喜屋武委員 ありがとうございます。

田端教育長 ほかにありませんでしょうか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 この施設まーいまいNahaをより充実、発展させるために、例えば運営や利用方法などを地域と話しあう運営協議会みたいなものは想定していますか。学校でいえば、

学校を良くするための学校評議委員会などがありますよね。

田端教育長 山内生涯学習部長、どうぞ。

山内部長 この施設の設計時に何回も地域の方に集ってもらい意見交換しました。その意見を吸い上げて設計に活かしています。その後の運営については、今、既存の公民館では定期利用団体連絡会というものがあります。そのなかで、地域の皆さんの声を聞きながら公民館運営に生かしていくという形でやっております。この施設もそういう形になっていくと思います。また、必要があればそれとは別に、地域の自治会長や関係機関との意見交換を持つ場も必要になってくるというふうには考えています。

本仲委員 大事だと思いますね。使う側の意見というのはね。

田端教育長 喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 質問ではなくてお願いごとです。今のご意見と関連して。これからコミュニティスクールも5年、10年計画で進めていかないといけなくなりますし、また、那覇市は独自で小学校区まちづくり協議会もあります。是非、この施設を拠点にモデルとなるような活用の仕方をしていただければと思います。よろしくお願いします。

田端教育長 ほかにありませんでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、ほかにご意見がないということですので、議案第21号「那覇市人材育成支援センターまーいまいNaha条例制定に関する意見の申出について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。議案第21号「那覇市人材育成支援センターまーいまいNaha条例制定に関する意見の申出について」は議決いたしました。

～ 非公開 ～

田端教育長 非公開を解きます。以上をもちまして、令和元年度第14回教育委員会会議（定例会）を終了いたします。

案件の審議結果

議案第21号	那覇市人材育成支援センターまーいまいNaha 条例制定に関する意見の申出について	原案どおり可決
--------	--	---------